

行政視察報告書

1. 委員会または会派等 総務委員会
2. 視察期間 令和元年7月23日から令和元年7月25日までの3日間
3. 視察先 三重県伊賀市 京都府京都市 大阪府枚方市 大阪府寝屋川市
4. 視察項目 (伊賀市) 伊賀市庁舎整備について (京都市) 京都市新庁舎整備について (枚方市) 障がい者雇用について (寝屋川市) シティプロモーションについて
5. 参加者 〔委員(議員)〕 古庄 和秀、森 遵、江上 しほり、徳永 春男、中原 誠悟、 山口 雅夫、大野 哲也、平嶋慶二 〔随員〕 内野 明 〔同行〕 介添人
6. 考察 別紙のとおり 以上のとおり、報告いたします。 令和元年9月11日 報告者 <u>古庄 和秀</u> 大牟田市議会議長 殿

【別紙】

6. 考察

I. 三重県伊賀市

【視察事項】伊賀市庁舎整備について

■三重県伊賀市（【人口】 91,479人 【面積】 558.23km²）
議員数 24人（条例定数※2021年改選以降22人）R1.7.31現在

■目的

本市の市庁舎整備は喫緊の課題であり、本館の保存や解体を含めた方針の最終決定に向けての議論は避けては通れないものとなっている。

また、当委員会は、市の基本方針には検討の余地が残されており、市民理解も不十分であることから、予定されていた市民アンケートの実施の是非等を検討するに当たっての判断材料の提示などを行ってきたが、引き続き委員会としても事業をよりよい方向へ導くため、視察などで各種事例の情報を得ながら対応していきたいと考えている。

忍者の里としても知られる三重県伊賀市は、平成31年1月に新たな庁舎での業務を開始したものの、本市と同様に以前の庁舎に関しては明確な意思決定がなされておらず、状況として似通った点がある自治体である。一方で、先述のとおり新庁舎は完成し、既に市民サービスの提供を行っているため、決定に当たってのプロセスや考え方、開庁後に判明した課題などの多くの情報を得ることができるとともに有益性が高いと判断し、視察先として決定した。



■概要

伊賀市は平成18年10月に庁内で新庁舎建てかえの検討を開始したものの、庁舎建設に時間を要している。その要因としては、事業期間中に市長が変わり、大きな方

針転換を伴いながらの事業推進を余儀なくされたことがある。

実施設計まで着手している段階での方針転換によって、庁舎の位置に対する住民投票を求める7,000人分の署名が市民から提出され、住民投票が実施されたものの、住民投票の結果、有効投票率50%を下回ったことから開票には至らなかった。そしてその後、議会の判断を受けて、現在地の三重県伊賀庁舎に隣接する形で建設されることとなった。

しかし、旧庁舎を今後どのようにするかの方針はいまだ決まっておらず、旧庁舎の活用に関する議案が数度否決されているといった状況にある。

構造としては、新庁舎は免震構造でS造、地上5階建てとなっている。このS造については、予算の面や工期、及び耐用年限などを鑑み、決定している。また、伊賀市によると、S造の耐用年限はRC造と同等であると捉えており、階高を低く抑え、それをカバーするため、一部の天井板を取り払い、高さを確保することで費用削減を図るなどの工夫が施されている。また、免震構造により、地震の際の揺れは極めて少なく、実際の地震の際も揺れを感じなかった模様。

所在地	伊賀市四十九町3184番地		
敷地面積	17,104.5㎡	延床面積	14,288.7㎡
構造	鉄骨造（免震構造 C F T構造）	階数	地上5階（G L+25.0m）
駐車場台数	488台（工事区域内）	工期	2017年3月～2018年11月
工事費	5,137,595,640円	設計	日建設計名古屋オフィス
施行	鴻池・山一特定建設工事共同企業体		

■経緯

平成18年10月	庁内で新庁舎建てかえの検討開始。
平成22年7月	市の方針を現在地で全面新築に決定。
平成24年11月	新市長となり、文化的に価値のある現庁舎は保存し、コンパクトで改修・改築経費の少ない庁舎整備を目指し、ゼロベースで庁舎整備計画の検討を開始。
平成25年12月	市の方針を「三重県伊賀庁舎隣接地に新築」に決定。
平成26年4月	庁舎位置を問う住民投票を求める約7,000人分の署名提出。
平成26年8月	伊賀市庁舎の位置を問う住民投票条例が可決し、伊賀市庁舎整備に関する住民投票を実施。投票率が42.51%となり不成立となる。（投票率が50%を下回ると開票しない条項のため）
平成26年9月	伊賀市議会において伊賀市庁舎の位置を伊賀市四十九町（三重県伊賀庁舎隣接地）に定める条例が可決。
平成26年12月	伊賀市庁舎基本設計・実施設計業務委託の契約締結 （株式会社 日建設計 契約額 135,000,000円）
平成27年8月	農地転用に係る5条申請書を提出。
平成27年10月	開発許可申請書を三重県に提出。

平成28年 2月	事業認定申請書を三重県に提出。
平成28年 7月	「土地の取得について」議決、用地売買契約締結 (地権者 6名 契約額 315,617,000円)
平成28年10月	伊賀市庁舎敷地造成工事請負契約締結 (有限会社 三重建装 契約額 97,973,280円) 伊賀市庁舎調整池施設工事請負契約締結 (株式会社 山一建設 契約額 128,367,720円)
平成28年11月	伊賀市長選挙
平成29年 3月	伊賀市庁舎本体工事請負契約締結 受注者：鴻池山一特定建設工事共同企業体 契約額：5,097,600,000円
平成30年11月	伊賀市庁舎本体工事完成・物件引き渡し
平成30年12月	竣工式・市民内覧会 (12/22) 引き渡し (12/25～1/3)
平成31年 1月	新庁舎開庁

【基本理念】

- ① 市民に開かれた、誰もが使いやすい庁舎
- ② 市民の安全・安心な暮らしを支える防災拠点となる庁舎
- ③ 伊賀市の歴史性や文化性、市民の誇りや愛着を受け継いでいく庁舎
- ④ 社会情勢の変化に対応できる、長寿命で柔軟性の高い庁舎
- ⑤ 環境にやさしい庁舎



・利用しやすい分かりやすい庁舎

1階から4階まで建物中央に吹き抜けを設け、来庁者が庁舎内を一望できるよう配慮されている。また、市民利用の多い窓口を1、2階に集約している。

・質実剛健な庁舎

面積縮減、シンプルな形状でコストに配慮し、長寿命の建物となっている。外周全てに大型のひさしを設け、日射調整、メンテナンス通路として使用しており、建物中央の吹き抜けは換気を促す環境装置の役割を併せ持っている。

・防災指令機能を維持する庁舎

地震時に建物の揺れを吸収する免震構造を採用し、建物被害を最小限にしている。万が一ライフラインが途絶えても、自家発電機による電力供給や水備蓄などにも備え、災害復旧活動が継続できる庁舎となっている。

【委員からの主な質問と回答】

Q：計画段階からの変更点や合意形成のための手続きについて。

A：計画段階からの変更点として、当初は旧庁舎の位置で全面建てかえとしていたが、市長がかわり、現在地に新築することに変更になった。現建物については、基本的にプロポーザルで設計者が提案したものである。

また、合意形成のため、各段階において市民説明会を実施し、パブリックコメントについても募集した。議会にも全員協議会などで説明を実施し、移転決定については、出席議員の3分の2以上の賛成を得て、特別多数議決となった。

Q：市民への利便性の配慮について。

A：①行政機能の集約、窓口・執務室・議会ゾーンなど、各部門を明確にゾーニングすることにより、分かりやすくした。

②庁舎玄関のある南側に市民が利用する平面駐車場を設け、車による来庁者の利便性に考慮した計画とした。

③玄関脇に車椅子利用者駐車場を5台分設け、かつ時間外出入口の近くに思いやり駐車場を4台分確保し、全ての来庁者が使いやすい駐車場計画とした。

④各階に多目的トイレを配置し、段差の無い床など、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた。

⑤エントランスロビーに4層の吹き抜けを設け、案内性がよく明るい空間を形成した。

Q：計画当初の概算費用と実際の費用の差は。

A：建設工事費は、想定床単価などから概算工事費を算定している。その他、家具什器の費用は他都市の事例を参考にし、概算費を算出したが、事業概算はそれら各項目額の積み上げによるもの。概算費用と実際の見込み額との差についてはそれほど大きな開きはない。

Q：着工までの庁舎整備基金の積立額は。

A：14.5億円で、うち10.5億円を繰り入れた。

Q：建てかえにあたっての補助金や各種起債の活用は。

A：みえ森と緑の県民税市町交付金34,175千円、合併特例債55.9億円を活用。

Q：市長選挙で、庁舎整備は争点になったのか。

A：2回目の選挙では特に争点になった。もし、2期目の選挙において現職が敗れ

れば元の位置での建設もありえた。

Q：基本構想時では想定床単価はいくらだったか。

A：約36万円/㎡で試算を行った。他市の状況では約40万円/㎡であった。低い単価での計画であるので、設計時には華美な要素は徹底的に省いた。外壁も鉄筋コンクリートを採用したかったが、最終的には鉄骨にALCを採用した。

Q：本体構造物以外はいくらか。

A：パソコン等は情報の整理の兼ね合いもあり、必要な場合に整備したが、家具類だけで3億円弱かかった。

Q：市長選挙で争点になったとあるが、住民投票は投票率が50%未満で開票できなかった事実がある。市民の意識は庁舎整備に対してどのようであったか。

A：庁舎が以前の場所から郊外へ移動するとまちの中心部が廃れてしまうのではないかと心配していた市民もいた。合併前の郡部になると、あまり関心はなかったかもしれない。これも投票率が伸びなかった要因のように思える。

Q：以前の庁舎が文化的に価値があると伊賀市長は主張しているようだが、どのような中身か。

A：建築物として坂倉準三という建築士が設計したもので、当時としては珍しいコンクリート打ちっぱなしのモダン建築の形が残っている。

Q：S造での建設となっているが、RC造とS造での耐用年限の考え方は。

A：議会からもRC造の方がよいのではと意見が出たが、基本設計・実施設計の最中にも他市のS造の例を参考にし、工期の短縮や工事費の削減、耐用年限についてもRC造とS造に遜色ないと判断した。

Q：入札参加者が見込める条件設定は金額面以外で工夫しているものは。

A：通常、建築・電気・機械の工事に分けて発注するが、1つの工事としてまとめて発注した。総合評価方式を採用し、ゼネコン1社の参加も可能にしたが、市内業者以外とのJVの場合は点数が低い。工期を適切に設け、入札参加しやすいように心がけた。

Q：委員会室が1つしかないが、どのようにして利用しているのか。

A：定例会の会期中に3つの常任委員会があるが、2日間の日程を設けている。その午前・午後で4枠ある中でいずれかに入るという形をとっている。

Q：建設後に気づいたレイアウトなどで課題等あるか。

A：大規模な研修等を行う会議室がないため、全体規模での会議では不便である。

また、倉庫や書庫のスペースも足りていない。

Q：職員数が485人とあるが、正職員・臨時職員・嘱託職員全て込みの数か。水道局は別の場所にあるのか。

A：全て含まれており、水道局は別の場所にある。

Q：1、2階がワンフロアであり、移動しなくてもサービスの提供ができるようになってきているが、近年においては相談事例が多いと思う。個別の対応はどのようにしているか。

A：福祉関係の課や地域包括支援センターなどの部署に相談室を設けている。

Q：吹き抜け部分の熱の逃がし方はどのようにしてあるのか。

A：正面玄関の開放などを行うと風が吹き抜けるような作りになっており、エアコン使用前に建物自体の温度を下げるようにして効率化を図っている。上層階は涼しくなり過ぎないようにエアコンの効きも調整しながら行っている。

■所感

- 本市は現在、市や市議会、及び本館の保存と活用を求める市民団体などがそれぞれで議論を交わしながら、なるべく多くの市民が望む手法を探っている。総務委員会が検討材料のため示した「企業局を改修し、笹林公園に新庁舎を建設する案」だけではなく、伊賀市の新庁舎建設の内容についても、建設場所や建設する際の工法、及び中身を検討するに当たってのよき検討材料としながら、早急な判断が求められる時期になってきているように感じた。
- 市長がかわり、それまで進んでいた計画が変更になったと聞き、市庁舎の問題に関して、改めて首長の権限の大きさと議会の役割の必要性を感じた。
- 人口や庁舎の規模について、周りの環境は違うものの、将来の大牟田市をイメージする上で参考になった。

II. 京都府京都市

【視察事項】京都市新庁舎整備について

■京都市（【人口】 1,411,116人 【面積】 827.83km²）
議員数 67人（条例定数） R1.7.1現在

■目的

本市の庁舎整備については、2月の市議会全員協議会で当局の基本方針案が示されたが、市民への説明が不十分であることや、さらなる検討の余地があるとの意見から、庁舎整備に関連する平成31年度一般会計予算案を修正し、附属機関設置条例の一部を改正する条例案も否決となった。

その後、総務委員会を中心に議論を行った結果、企業局庁舎を活用し、笹林公園への建てかえを行う案についての試算及び検討、専門家をふやすなど多方面からの意見を聴取し検討材料とすること、保存改修にて市庁舎整備を行った自治体の事例の収集等を当局に要望している。

このような中、京都市においては、歴史ある京都市本庁舎（建築後約90年経過）を免震工法による改修を行い、その他の庁舎は建てかえや新築を行うよう計画するとともに、現在も整備を進められている。

本委員会は、このような京都市の事例を調査し、現場の苦労なども含めた生の声を聞くことによって、本市の今後の庁舎整備のあり方に関する参考にしたいと考え、視察先として決定した。

■概要

【京都市庁舎整備に係るこれまでの主な取組経過】

平成2年度	市庁舎整備基金の積み立て開始。
平成6年度	市庁舎建設対策特別委員会設置
平成8～12年度	防災・市庁舎建設対策特別委員会設置
平成9年度	京都市新庁舎整備懇談会設置（提言：平成10年3月） （座長内井昭蔵滋賀県立大学教授（当時））
平成11年3月	京都市本庁舎に関する学術調査実施（京都近代建築史研究会）
平成13年	財政非常事態宣言 全取り組み一時凍結
平成18年度	市庁舎耐震調査等業務委託 基礎資料の集約と検討を開始。
平成19年度	京都市建築物耐震改修促進計画策定 平成27年度までに市有建築物の耐震化率90%以上を目標とする。
平成20年度	市庁舎整備懇談会設置（提言：平成22年3月） （座長門内輝行京都大学大学院工学研究科教授）
平成23年2月	市庁舎整備の基本的な方向性として、「現在地で整備すること」及び「本庁舎は保存・活用すること」を公表・
平成23年度	本庁舎の保存・活用に向けた耐震補強工法等の調査・検討を実施 平成24年6月に本庁舎の耐震診断を含めた調査結果を公表。
平成24年度	市庁舎整備基本構想策定（平成25年3月）
平成25年度	市庁舎整備基本計画策定
平成26年度	基本設計・実施設計着手
平成27年度	基本設計・実施設計完了
平成29年度	分庁舎建設工事着工（平成29年4月） 本庁舎・西庁舎建設工事着工（平成29年6月）
平成30年度	西庁舎竣工（平成31年3月）
令和元年度	分庁舎竣工（令和元年5月）

【市庁舎整備懇談会からの提言（平成22年3月）】

《提言1》 市庁舎整備のビジョン

市庁舎整備は、100年の大計として、京都の持つ「歴史性・文化性」「国際観光性」「地域主権・住民自治」「環境共生」「景観との調和」等世界歴史都市・文化都市としての伝統を継承し、全国・全世界に対してアピールできるようなビジョンを打ち出すことが重要。次の6つをビジョンとして推進することを求める。

- ①耐震性能の向上、防災拠点機能の強化により、安心・安全のまちづくりを強化。
- ②快適な執務空間の確保により、市民サービスの一層の向上を目指す。
- ③市庁舎の歴史性・文化性を最大限継承し、来訪者に対する「おもてなし」を高め、国際文化観光都市としての拠点性を強化。
- ④景観との調和など、京都の「美の基準」を考え、低炭素社会の実現に向けて、環境モデル都市の情報発信拠点としての中心性を発揮。
- ⑤ユニバーサルデザインを推進し、周辺の町並み等との連携を重視することで「歩くまち・京都」としての回遊性を高める。
- ⑥市民等とのパートナーシップの促進、次世代型の市政の仕組みの構築を見据えた市庁舎整備が必要。

《提言2》耐震問題への対応

災害対策拠点となる市庁舎の耐震改修を急ぐべきであり、実施に当たっては、バリアフリー対策、設備の更新、狭あい化、外ビル執務室の解消などの課題解決に向けた取組を、二重投資とならないよう可能な限り同時に効率的に行うよう求める。

《提言3》財政状況を見据えながらの市庁舎整備

厳しい財政状況の中で、何度か見送られてきた経緯があるが、今回は同じ轍を踏むことなく、市庁舎整備の重要性を鑑み、着実に実行することが求められる。

《提言4》市庁舎に必要な機能

ワンストップサービスとユニバーサルデザインの実現を図り、市庁舎の持つシンボル性を大切にし、市民に親しまれる建物とし、また外部に分散する本庁機能の集中化の配慮が必要。

《提言5》本庁舎建物の保存と市庁舎前広場の活用

歴史的価値のほか、景観的価値や地域のシンボルとしての価値を有する本庁舎建物及び広場は、可能な限り保存して活用することが望ましい。

《提言6》分庁舎の建設と北・西庁舎の整備の検討

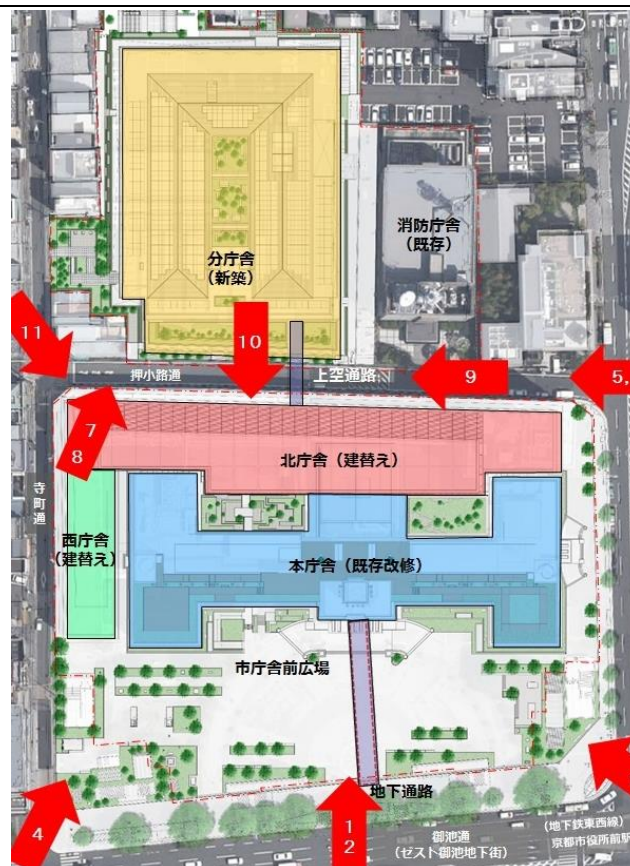
市庁舎北側の妙満寺跡地に議会機能を中心とした分庁舎の建設を優先し、北・西庁舎の整備では可能な限り、現議場及び中庭を有効活用し、本庁舎との一体的な整備を目指すことが望ましい。

《提言7》市政の変化を見据えた市庁舎整備

京都の特性である歴史的なものを保存しながら活用し、高い市民意識を積極的に活用する考え方が必要であり、次世代型の市政の仕組みを十分に見据えた上での取組を求める。

【各庁舎の概要】

敷地	敷地区分	A. 現市庁舎敷地			B. 分庁舎建設用地
	敷地面積	約15,000㎡			約6,300㎡
建物	棟名称	本庁舎	西庁舎	北庁舎	分庁舎
	工事内容	改修 (居ながら改修)	新築 (建替え)	新築 (建替え)	新築
	耐震構造	免震	免震	免震	免震
	延床面積	約16,700㎡	約2,700㎡	約17,300㎡	約21,500㎡
		約36,700㎡			
		約58,200㎡			
	階数	地上4階 地下2階	地上5階 地下1階	地上7階 地下2階	地上3階 地下2階
着席 想定人数	450人	100人	950人	1,400人	
2,900人					



【現市庁舎の課題と整備の必要性】

①耐震性能の強化

- ・耐震調査の結果、全ての市庁舎（本庁舎、西庁舎及び北庁舎）の耐震性能が著

しく不足している。

・現状では、耐震性能が全国自治体の中でも極めて低く（最低Is値0.101）、地方公共団体の防災拠点施設として求められるIs値0.9の確保が困難となっている。

②執務室等の分散化・狭あい化の解消と業務の効率化

・執務室・会議室等の著しい不足により、本庁所属職員の約1／3（約1,100人）が周辺民間ビル10箇所等に分散し、市民にとって分かりづらく、行政サービスの低下を招いている。

・議会スペースは、政令指定都市の平均と比べ約6割程度の面積であり、非常に狭くなっている。

・民間ビル等の賃借に伴う庁舎費用の負担（平成24年度決算：年間約4.5億円）が大きいために、現市庁舎との往復に時間を要し、業務の非効率を招いているため、執務室の分散化・狭あい化を解消する必要がある。

③市民スペース等の拡充

・窓口スペースや応接などの市民対応スペースが少なく、市庁舎を訪れる市民に不便を強いている。

・市民が参加する審議会など、市政に関する重要な会議を開催できる場所が限られているため、十分な広さと設備を兼ね備えたスペースの拡充の必要がある。

④バリアフリー化への対応

・西庁舎及び北庁舎は、度重なる増築により整備されてきたため、各庁舎間で階高が異なり、連絡通路も限られるなど、複雑で使いにくい形態となっている。

・本庁舎には、全ての出入口に段差があり、また西庁舎にはエレベーターが設置されていないなどの課題があり、バリアフリー化への対応が必要である。

⑤建物・設備機器の長寿命化に向けた整備

・昭和初期に建設された本庁舎は、経年劣化が著しく、今後、保存していくには、内外装を初めとした抜本的な改修が必要となっている。

・設備機器については、老朽化に伴う能力低下が著しいことや、部品調達が難しくなっており、日常のメンテナンスに限界が生じている。また、エネルギー効率も悪く、機器の更新が必要となっている。

【委員からの主な質問と回答】

Q：解体すべきという意見はなかったのか。

A：一部の人から意見は出たことはある。懇談会でも議論した。別の場所にという意見もあったが、最終的に歴史的価値もあり、現地で現状の形に落ち着いた。

Q：分庁舎を建てた理由は。

A：狭い執務室の解消と分散した部屋の集約、さらには危機管理センターを充実するため。

Q：京都市の計画が一番お金も時間もかかる方法だと思うが。

A：確かに高層ビルを建てるのが一番いいのかもしれないが、高さ制限などもあり、このような計画になった。

Q：先日の震度5強の地震でも被害が少ないというのは、なぜか。

A：実際に被害は少なかったが、地盤も強いし昭和初期の建物はしっかりしているようだ。

Q：一度目の懇談会には議員が参加していたが、二度目の懇談会は。

A：参加していない。他の場面で意見を頂くことにした。

Q：玉突き工事や居ながら工事の実態は。

A：最初の地下の工事の時点で、騒音・振動が激しく断念した。

Q：耐震ではなく免震を選んだのはなぜか。

A：耐震は全体を触らなければならないが、免震は地下の工事で、上はあまりいじらなくてよいため選択した。

Q：耐震と免震の費用の差は検討されたか。耐震の場合、執務室はどの程度狭くなるか、シミュレーションはしたか。

A：費用はあまり変わらないという試算だった。シミュレーションはしていないが、耐震はほとんどの壁に補強が必要なので、かなり狭くなると思う。

Q：将来にわたる トータルコストはどうか。

A：現在の庁舎は狭いので、職員の3分の1の約1,000人強は民間ビルの賃貸の執務室で仕事をしている。その賃借料がいらなくなるのと、設備も古いので更新で、光熱費等の4割弱は節約になると思う。

Q：今後の京都市は歴史あるものをどう生かしていくのか？

A：古いものが多いので、国際文化観光都市としての価値を活かすことと、機能面の充実をどうするかとのバランスが大切だと考えている。

Q：市役所が借りている賃貸の部屋が空いたら、影響はどうか？

A：かなり影響はあるので、今から担当の課で準備している。

■所感

- 京都市は人口規模も多い政令市であるため、市民は区役所に行くことが多く、イメージとしては県の機能に近いのかなと感じた。
- 歴史ある市なので、古いものを大切にすする土壌が十分にあると感じた。また、居ながら工事は難しい事も現場の声として聞くことができ、参考になった。

Ⅲ. 大阪府枚方市

【視察事項】障がい者雇用について

■枚方市（【人口】 401,382人 【面積】 65.12km²）

議員定数 32人（条例定数） R1.7.31現在

■目的

現在の改正障害者雇用促進法施行により、3障害の採用と、障害職員への合理的配慮が義務化された中、大牟田市では身体障害を対象とした採用試験を行っており、法定雇用率についても達成しているものの、車椅子ユーザ含めた肢体障害、難聴、採用後の疾病などによる内部障害に限られている状況にある。

また、知的、発達、精神障害については、5日間ほど職場体験をする制度「行政機関における職場実習プロジェクト」を福祉部局で実施しているものの、身体障害以外の職員採用には至っていない。さらに、一昨年より、点字受験にも対応したものの、現在までの受験者いないなど課題も多い状況にある。

そのため、肢体、視覚、聴覚などの多様な障害種別を採用され、勤務の実績がある枚方市の先進事例を視察することとなった。

■概要

①採用の方法（障害種別ごとの合理的配慮、時間延長、別室対応等）

身体障害者対象の区分を設けて募集。応募時に申し出があった場合には、時間延長（点字利用1.5倍）、拡大文字、別室対応、音声パソコン利用等、受験が可能な環境の提供に努めている。応募減ってきているため、平成30年度募集より、身体障害者区分を設けた。

②採用後の職場配置

障害区分等により施設状況や本人意向も踏まえ配置。

③職員研修や出張、土木建築、農林水産含め、現場での対応等、機会均等の保障

職員研修への参加については、本人の希望を尊重している。なお、研修会場については、常に配慮している。出張、現場での対応等については、各所属部署で一定の配慮が行われているものと認識している（現場に出る回数を減らす、重いモノを運ぶ仕事は頼まないなど）。

④人事異動時の配慮

勤務地や職場配置については、通勤経路やエレベーターなどの施設状況を配慮。

⑤近年の障害種別ごとの職員数の推移（非常勤含む）

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
視覚障害者	4	3	4	3	4
聴覚又は 平衡機能障害者	9	13	12	12	12
音声機能、言語機能又は そしゃく機能障害者	0	0	1	0	1
肢体不自由者	27	25	26	26	25
内部障害者	23	20	24	25	21
障害者雇用率の推移	2.65%	2.58%	2.83%	2.97%	2.9%

傾向 肢体不自由者と内部障害者の割合が多い。
 昭和60年度 障害者雇用率 目標 2.5%（市役所全体）
 平成8年度 目標 3%に上方修正 → 令和元年度達成

⑥採用に至っていない障害種別の検討状況

正職員の採用は、身体障害者に限っているが、全体としては、ある程度網羅できていると考えている。知的・精神障害者の正職員の採用に関して、試験内容は他職種と同一にすべきか、採用後、どのような職場配置が可能で、どのような支援が必要かなど、現行のチャレンジ雇用制度を推進しつつ研究する必要がある。

2. 枚方市における採用試験の状況

①正職員

対象者：身体障害者手帳 1級から4級まで

試験内容 一次試験：筆記試験（適性検査）

二次試験：グループ討論・個人面接

三次試験：小論文・個人面接

近年の状況 3%達成に向け、毎年2～4名の募集をしている。

平成29年度募集分が、応募が少なかったため、30年度募集分については、身体障害者区分を設けた。

②非常勤職員（チャレンジ雇用）

就職支援 市で継続的に仕事をしていくのではなく、市での経験を活かして、次の就職に繋げるのが目的。

募集人員 各年2名程度

対象者 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている市内在住者

試験内容 一次試験：筆記試験（漢字の読み・計算）・個人面接
二次試験：パソコン等の実技・個人面接
近年の状況 各年10名程度の応募あり

※その他非常勤職員では、チャレンジ雇用以外でも業務内容を考慮し、一部の職種で障害者枠を設けて実施している。

- ・国民年金相談員 1名（2名募集）
- ・障害福祉事務サポートスタッフ 1名（3名募集）

3. その他の状況

- ・障害のある職員の職場環境の改善に関する意見交換会の実施
- ・衛生委員会の職場巡視時に、障害のある職員がアドバイザーとして参加し、意見を聴取。
- ・事務文書作成時におけるアクセシビリティへの配慮
庁内に電子的に掲示する文書については、ワードの音声読み取りが可能なバージョンの使用を徹底
- ・障害のある職員の健康管理休暇の創設（平成29年4月施行）
永く勤務できるように体力面への配慮 取得上限：月1日程度

【委員からの主な質問と回答】

Q：知的障害者が行う業務は、どのようなものがあるか。

A：昭和50年代から勤めている非常勤職員は、療育手帳AとB 1、2名いるが、就労支援ということで受け入れた。施設の除草等の作業に従事している。チャレンジ雇用制度で昨年入った2人のうち1人に知的障害（B 2）があり、通常のアルバイトと同じ事務補助をやっていたが、大阪府内の大きな病院に就職が決まった。

Q：チャレンジ雇用は、任期は1年か。

A：雇用期間は1年。1年間の間に再就職が決まらず、本人の希望があれば、1年間の更新あり。

Q：平成29年度の募集が減った理由は何か？

A：募集のやり方を変えてみたら、それが理由かどうか分からないが減った。そこで、平成30年度募集は、障害者区分を設けて募集した。

Q：意見交換会で出た意見とそれがどのように反映されたかについて。

A：聴覚障害者のコミュニケーションのための手話通訳士の確保や電子計算システムの視覚障害者に対するアクセシビリティの改善などへ努力している。

Q：健康管理休暇の取得状況は。

A：加齢など体力的な理由で週5日勤務が難しくなった時のために創設しており、長く勤務してもらうための配慮でもある。給料が減るため、取得はまちまちだが、取得されている方の評判はよい。上限は、月に1日。(意見交換会で出た意見をもとに創設)

Q：チャレンジ雇用の配置について。

A：人事担当部局へ配置し、事務補助を行っている。今後、全庁的に受け入れを広げていく予定。今年度の募集前に、受け入れを希望する部署を募っている。

Q：行革の中で、ルーティンワークを横出ししてまとめて、障害者にやってもらうことは、検討しているか。

A：障害者向けの仕事を集約することが、効率的かという議論もある。しかし、そうすることによって、就労のしやすさが出てくるのは、認識しているので、現在検討している。

■所感

- 枚方市では先進事例とは認識されてはいなかったが、大牟田市の状況と比較すると、複数の視覚、聴覚障害のある職員が働いていること、職場巡回時に障害当事者職員が同行し、アドバイスすること、チャレンジ雇用で有期であるものの、精神、知的を非常勤職員として雇用していること、また、喫緊の課題である加齢による障害の重度化に伴う早期退職を少しでも少なくするための障害のある職員の健康管理休暇の創設など、参考にすべき制度や視点が多々あった。
- 知的、精神の障害特性に応じた業務と行財政改革の一端でのルーチン業務の洗い出しをマッチングする作業については、大牟田市、枚方市ともに一定の認識はあり、検討してはいるものの、業務を集約することが当事者にとっても組織にとっても最適なことであるか否かを検討する必要があるという点については共通していた。今後も、他都市の先進事例を視察し、参考となる事例については1つでも提案していきたい。
- 障害者枠について、募集要項を切り分けて、わかりやすくしたことで、募集人員が増加したと聞き、参考になった。
- 障害のある職員の職場環境改善に関する意見交換会の実施や健康管理休暇の創設は効果が出ているとの事なので、興味深く今後の参考にしたいと感じた。

IV. 大阪府寝屋川市

【視察事項】 シティプロモーションについて

■寝屋川市 (【人口】 232,289人 【面積】 24.73km²)

■目的

寝屋川市は、マスコットキャラクター（はちかづきちゃん・ねやまる君）が市民に親しまれており、地方自治体研究機構との共同調査研究も行いながら市の魅力発掘なども調査研究されている。とりわけ、出産・子育てに向く街ランキング1位に輝くなど移住定住策に向け着実に大きな成果を上げている。

一方、本市は、シティプロモーションを進めるにあたり基本となるコンセプトやターゲットを明確化するとともに、「えらばれるまち おおむた」の実現に向け、市の総力を挙げて取り組むことができるよう平成29年4月に大牟田市シティプロモーション戦略を策定した。

このような状況の中、寝屋川市のシティプロモーションを学び、今後のシティプロモーションの参考したいと考え、視察を行った。

■概要

2017年12月、寝屋川市ではシティプロモーション基本方針が策定されており、この戦略の中で、人口減少、少子高齢化が進行する中、寝屋川市が将来にわたって持続的に発展していくために、定住人口を維持していく必要性があるとされている。

このような中、直近の2015年の国勢調査における人口は237,518人となっている。これは、社人研が公表している推計値（234,864人）よりも減少幅が大幅に小さくなっていることから実際の人口減少は現時点では改善されていると分析されている。

今後もしできる限りその減少幅を減らすべく、人口ビジョンにおいても2040年までの人口目標を20万人と設定している。

この目標を達成するためには寝屋川市に関心を持つ人をふやし、「寝屋川市は良いところだ」、「良いところに住んでいるね」と共感や納得を得ていく寝屋川市と関係する人をふやしていく取り組みを推進している。

そのため、寝屋川市内の大学との包括協定などを通して、市の取り組みに触れてもらい、寝屋川市のことがより強く記憶に残るような取り組みも進められている。

また、各部局において、個別に取り組まれている事業もミクロの視点で積み上げていくことが重要であることから、市職員全員が共通の認識・視点を持ち積極的にPRにするといったシティプロモーションにも取り組まれている。

【委員からの主な質問と回答】

Q：本市においては定住を考えた場合、雇用が大きなネックになってくるが、寝屋川市の雇用状況はどのようになっているのか。

A：雇用という面では、近郊に大阪市、京都市があり、どちらも交通圏内にあるため条件がよいので雇用には恵まれている。しかし、転出超過になっているので転出をどう食い止めるのが課題となっている。

Q：大学生が寝屋川市に來られて、その方々に魅力を感じていただくための特徴的なことをしているのか。

A：大学生向けのプロモーションというのは一つの課題として考えている。大学との包括連携協定の枠組みの中で大学生と共同でイベント等を実施するなど、寝屋川市が実施する施策・事業の中に大学生が参加してもらおうという部分での協力関係にとどまっている。より寝屋川市に愛着や興味を持ってもらえるように具体的な手法も検討していきたい。

Q：具体的なシティプロモーション実施案が出たときの庁内の推進体制は。

A：シティプロモーション課の設置とあわせ、ハード部局とソフト部局をつなぐ都市未来政策官を設置し、各部局間の連携を推進している。

Q：郵便局以外との連携状況及び連携予定は。

A：民間企業の活力を活用するというのは重要な視点だと思っているので、企業側と寝屋川市の双方にメリットがあるものであれば連携もあると考えている。具体的には情報収集や企業からの相談があってから検討していくことになる。



■所感

○ 寝屋川市においては、一般財団法人地方自治研究機構との共同の調査研究を行っており、調査費として総額1千万円以上かけられていたが、これは全国的に見ても珍しい取り組みである。

また、大都市圏近郊の住宅都市という環境における今後の人口減少時代を想定し、定住人口の維持及び促進を目指した魅力発信のあり方を調査研究しながら取り組みを進められているが、魅力発信に向けた戦略の具体的フレームの検討を官民で調査の上、実施されていることは大変素晴らしいと感じた。

○ 意見交換会の実施は関連各分野の識者が集う貴重な機会であり、今後の取り組みを推進するうえで参考になった。

○ 人口減少や高齢化の進展など、本市と共通の傾向もあり、魅力発信の点で苦労されている点は共感を覚えた。